

山口県報

平成24年
10月30日
(火曜日)

目 次

雑報
人事行政の運営等の状況の公表



人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二第一項及び第二項の規定による報告があったので、同条第三項の規定により、人事行政の運営の状況の報告の概要及び人事委員会の業務の状況の報告を別冊のとおり公表します。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

平成二十四年十月三十日印刷

発行人所

山口県知事庁